

## 【東洋法史】

受験番号		氏名	
<p>第一に、《史料A》《史料B》をすべて、書き下すか、現代日本語に訳してください。</p> <p>第二に、これらの史料に示された、獄囚の取調べに関する手続、ならびに刑罰の宣告に関する手続について、簡潔に説明してください。</p> <p>第三に、これらの手続の思想的背景に関して、解答者独自の視点から論理的な批評を加えてください。</p> <p>《史料A》（唐断獄律8条）諸忝訊囚者。必先以情審察辞理。反覆参驗。猶未能決。事須訊問者。立案同判。然後拷訊。違者。杖六十。若贓状露驗。理不可疑。雖不承引。即拋状断之。</p> <p>《史料B》（唐断獄律22条）諸獄結竟。徒以上。各呼囚及其家属。具告罪名。仍取囚服辯。若不服者。聽其自理。更為審詳。違者。笞五十。死罪。杖一百。</p> <p>&lt;出題意図&gt;</p> <p>（第一）史料の読解能力をはかる。</p> <p>（第二）唐代中国の刑事手続に関する基礎的な知識と理解を有しているかをはかる。</p> <p>（第三）歴史的事実に対する批判的なとらえ方ができているかをはかる。</p>			